



一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

令和 7 年 7 月 30 日

北海道電力ネットワーク株式会社



一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

北 ネ 企 第 12 号
令和 7 年 7 月 30 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野 一広

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第 2 5 条第 5 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう 設定した基準

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第 2 5 条第 5 項関係]

第 2 5 条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

- (1) 接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金

送配電関連設備の利用形態，使用期間に応じた原価の差異を考慮して，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を設定する。

また，接続送電サービス料金については，送配電関連設備の利用状況を踏まえ，標準接続送電サービスのほか，これに代えて選択できる次のサービスを設定する。

[時間帯別接続送電サービス]

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから，昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し，昼間と夜間の時間帯別に電力量料金率を定めるものとする。

[従量接続送電サービス]

自己等への電気の供給において，ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電力量料金率を定めるものとする。

[電灯定額接続送電サービス]

低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合で，使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額制料金を定めるものとする。

なお，臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービスおよび低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。

また，系統連系受電サービス料金は，基幹系統の将来的な投資効率化効果および電気の潮流状況の改善に資する効果や，特別高圧系統の将来的な投資効率化効果を踏まえて，割引対象変電所等および割引区分・割引単価を定める系統設備効率化割引を設定し，受電地点について当社が選定する連系変電所等が割引対象変電所等の場合は，割引区分に応じた割引額を算定し，基本料金および電力量料金の合計から差し引くこととする。

- (2) 夜間時間または負荷移行先時間に最大需要電力等が発生する場合の割引措置

高圧または特別高圧で供給する場合で，基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間または負荷移行先時間に 1 年を通じての最大需要電力等が発生し，かつ，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受けるときには，昼間時間と夜間時間または負荷移行元時間と負荷移行先時間の固定費負担格差等

を勘案し，昼間時間または負荷移行元時間の最大需要電力等を上回る部分に応じて算定した割引額を，基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は，基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制，従量料金制および定額制により設定する。